

あやせ環境教育推進基本計画

(平成 27 年度～平成 35 年度) 概要版

1 環境を取り巻く現状

近年の資源及びエネルギーの大量消費を基調とする社会経済活動の急速な進展と、世界人口の増大や新興国における経済成長等を背景に、環境や資源面での制約が高まっています。

特に、地球温暖化の進行、生物多様性の喪失、資源の枯渇等の世界規模での環境問題は身近なものとなっています。こうした問題は、誰かが解決してくれるものではなく、私たち自身が、ライフスタイルを環境に配慮したものに転換するなど、家庭、学校、職場、地域等の中で取り組まなければならないものとなっています。

2 計画策定の背景

環境教育については、昭和 47 (1972) 年の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、平成 14 (2002) 年には、ヨハネスブルグサミットにおいて、日本政府から「持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development) の 10 年」の採択について提唱され、同年 12 月の国連総会において「国連 ESD のための 10 年」が採択されました。

一方、国においては、平成 23 (2011) 年 6 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育等促進法」という。)を制定、平成 24 年 6 月には「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を閣議決定し、環境保全活動等の推進についての基本的な事項や施策を示しています。

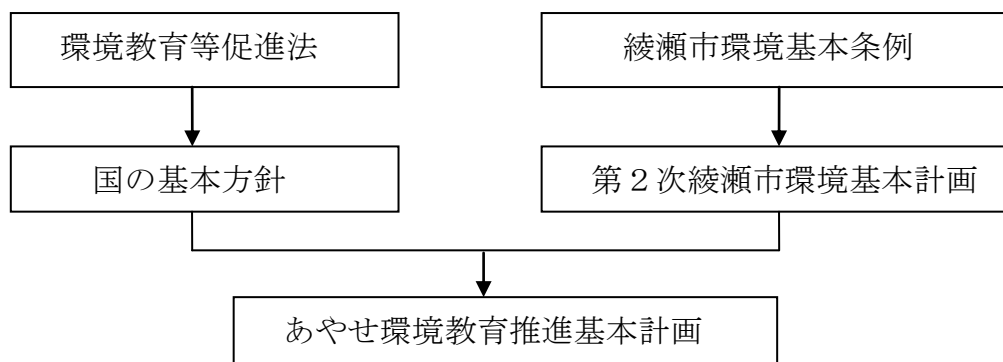
3 計画の策定趣旨

平成 26 年 3 月に策定した「第 2 次綾瀬市環境基本計画」の環境の将来像 VI「環境を保全・創造するために、市民・市民団体・事業者・市がみんなで協働するまち」の中の基本目標の一つに「環境教育・環境学習を進め、あやせの環境を育む地域の

人づくりを進めます」と定めており、子どもから大人までを対象とした環境教育・環境学習を進めることを策定の趣旨とします。

4 計画の位置づけ

- (1) 「環境教育等促進法」第8条の規定に基づく、市の行動計画とします。
- (2) 「綾瀬市環境基本条例」第13条の、環境教育及び学習の振興並びに啓発活動の充実を図るための計画とします。
- (3) 「第2次綾瀬市環境基本計画」に定める「環境教育・環境学習を進め、あやせの環境を育む地域の人づくりを進めます」を具体化する計画とします。



5 対象期間

対象期間は、「第2次綾瀬市環境基本計画」の対象期間に合わせ、平成27年度から平成35年度までとします。

6 計画の目指す方向

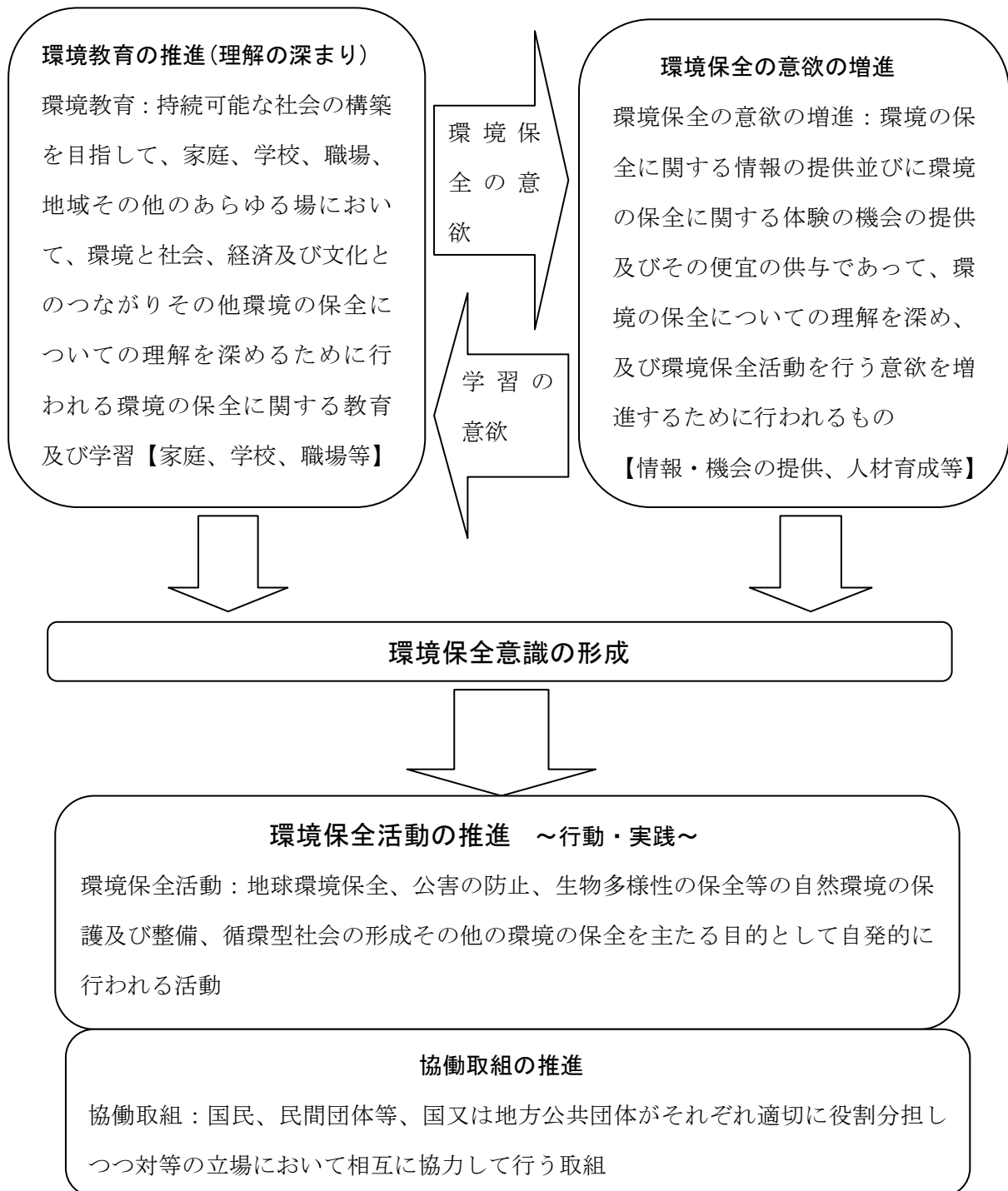
「第2次綾瀬市環境基本計画」の中の基本目標の一つである「環境教育・環境学習を進め、あやせの環境を育む地域の人づくり」を本計画の目指す方向とします。

7 推進にあたっての視点

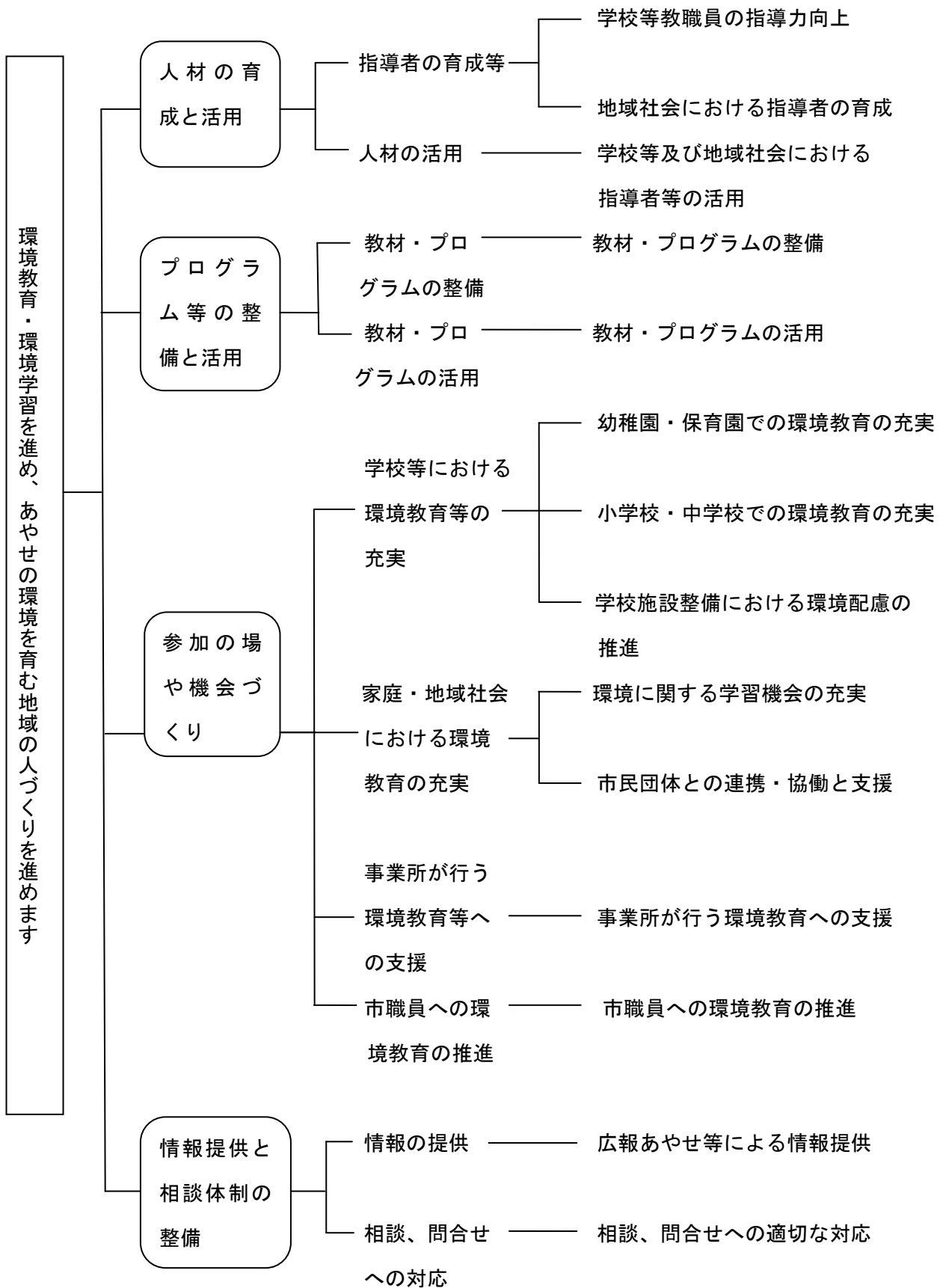
- (1) 環境問題は、廃棄物などの身近なものから地球規模の環境問題まで広範多岐にわたっているため地球規模の視点を持つ。
- (2) 人生における各段階（ライフステージ）に応じて取り組む。
- (3) 単なる知識の習得だけでなく、体験を重視する。

- (4) 他の生物とともに生きているという、「いのち」のつながり、「いのち」の大切さを学ぶ。
- (5) 環境問題を多面的、客観的かつ公平な態度でとらえる。
- (6) 地域社会全体が協働して取り組む。

計画の主旨と用語の定義



計画体系図



綾瀬市環境経済部環境政策課(平成27年3月)